

# 物件調書

物件番号	随契-2
------	------

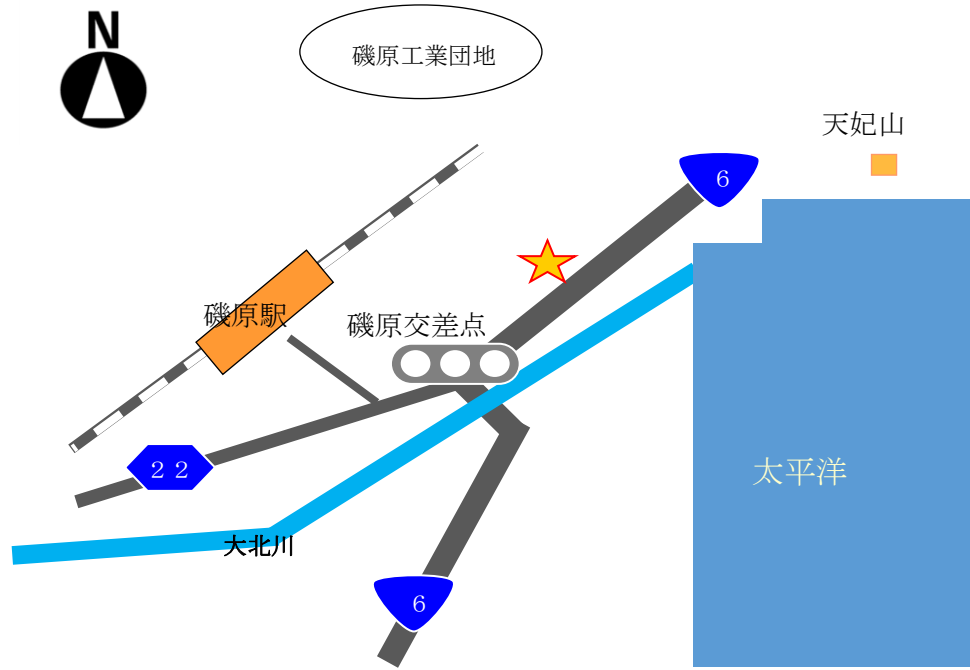
## 旧高萩警察署磯原地区交番敷地

予定価格	24,682,000円
------	-------------

所在及び地番	北茨城市磯原町本町4丁目2番10(県有地)、同2番7(市有地)				
住居表示	(旧住居表示) 北茨城市磯原町本町4丁目2番10				
面積	(実測面積)438.39㎡(2番10:県有地)		(登記簿面積)438.39㎡(2番10:県有地)		
	683.52㎡(2番7:市有地)		683.52㎡(2番7:市有地)		
		1,121.91㎡(合計)		1,121.91㎡(合計)	
地目及び形状	地目	宅地	形状	概ね整形の角地	
建築基準法の道路要件	【北東側】市道3406号線 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当 【南東側】国道6号 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当				
接面道路の幅員及び構造等	【北東側】市道3406号線(幅員約6m)と約30m接する。アスファルト舗装。 【南東側】国道6号(幅員約11m)と約34m接する。アスファルト舗装。				
法令等の制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域			
	用途地域	近隣商業地域			
	指定建ぺい率	80%	指定容積率	300%	
	その他の制限	準防火地域			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—	
電気・水道・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況			事業所名	電話番号	
	電気	有	東京電力(株)カスタマーセンター	0120-995-332	
	上水道	有	北茨城市水道部業務課	0293-43-1111(内線258)	
	下水道	無	—	—	
	都市ガス	無	—	—	
周囲の施設等(道路距離)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精華小学校 約1.3km(徒歩約17分)</li> <li>・磯原中学校 約2.6km(徒歩約33分)</li> <li>・JR常磐線磯原駅 約300m(徒歩約4分)</li> <li>・北茨城市役所 約1.8km(徒歩約23分)</li> </ul>				

参 考 事 項	<p><b>【インフラ関係】</b></p> <p>○上水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道の引込管は撤去済です。上水道を使用する場合は、敷地北東側市道にある本管(管径75mm)から引込み可能です。新規申込みになります。</li> </ul> <p>○下水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業計画区域内には入っていますが、下水道は未整備です。</li> <li>・汚水排水をする場合は、合併処理浄化槽の設置が必要です。</li> </ul> <p>○都市ガスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガスは、整備されていません。</li> </ul> <p><b>【建築物等の制限】</b></p> <p>○防火指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に基づく準防火地域に指定されており、建築基準法に基づき、建築物の規模・構造等に応じた耐火性能及び延焼防火性能等が求められます。</li> </ul> <p><b>【その他の区域等】</b></p> <p>○洪水浸水想定区域内です。想定される浸水深は、3.0m以上5.0m未満です。</p> <p>○津波浸水予想区域内です。想定される浸水深は、2.0m以上5.0m未満です。</p> <p>○土砂災害警戒区域外です。</p> <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</p> <p>○区画整理事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磯原駅前区画整理事業区域内(昭和53年換地)です。</li> </ul> <p><b>【その他特記事項】</b></p> <p>○県有地と市有地を一体的に売却します。</p> <p>○敷地内に NTT の電柱が1本あります。</p> <p>○道路側溝を兼ねた土留めにある国道の境界プレートを外す際は、日立国道出張所まで連絡願います。</p> <p>○現状では、市有地側の隣接地の樹木の枝が越境しています。</p> <p>○建物は、平成26年度に解体されました。</p> <p>※上記は、当該土地に関する制限等を網羅するものではありません。</p> <p>※その他詳細は、北茨城市都市計画課建築指導係等にお問い合わせください。</p>
	<p>&lt;その他の特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件は現状有姿による売払いです。</li> <li>・所有権移転登記は県が囑託します。</li> <li>・契約に要する印紙税、所有権移転登記に要する登録免許税は、購入者の負担となります。</li> <li>・購入後に不動産取得税、固定資産税・都市計画税の課税があります。</li> </ul>

### 【案内図】



### 【地形図】

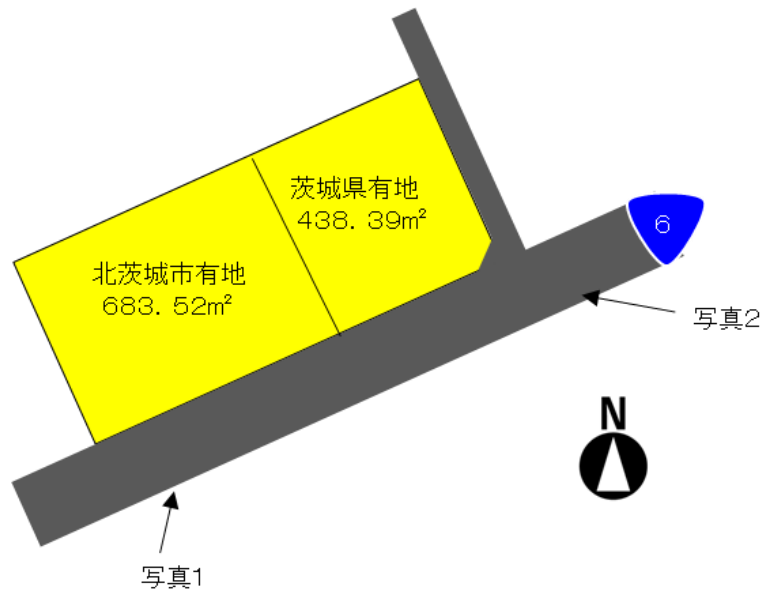


写真 ①



写真 ②

